

全国英語教育学会会則

第1章 総則

第1条 本会は全国英語教育学会 (The Japan Society of English Language Education: JASELE) と称する。

第2条 本会は全国8地区学会の統一体として構成される。

第3条 本会の事務局は、会長の所属する地区学会に置く。

第2章 目的及び事業

第4条 本会は英語教育に関する研究を行い、その向上発展に寄与するとともに、英語教育学の推進を図ることを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 総会
- 2 年次研究大会（以下、「研究大会」とする）
- 3 学会誌および紀要の刊行
- 4 その他必要な事業

第3章 会員

第6条 本会の会員は次の種類よりなる。

- 1 個人会員（地区学会に所属し、所定の会費を納入したもの）
- 2 団体会員（地区学会に所属し、所定の会費を納入したもの）
- 3 賛助会員（本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入したもの）
- 4 団体会員、賛助会員については、細則に別途定める。

第7条 本会の会員は以下の権利と義務を有する。

- 1 それぞれの会員は研究大会において研究発表・実践報告を行う資格を有する。
- 2 それぞれの会員は紀要を受け取る権利を有する。
- 3 それぞれの会員は年度ごとに会費を納入する義務を有する。
- 4 個人会員および団体会員は総会に出席し、審議を行う権利と義務を有する。
- 5 個人会員および団体会員は紀要に投稿する権利を有する。

第4章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 3名 |
| 3 理事 | 16名 |
| 4 名誉会長 | 1名 |

5	特別顧問・顧問	若干名
6	紀要編集委員長	1名
7	紀要編集副委員長	2名
8	研究大会実行委員長・大会事務局長	各1名
9	幹事	8名
10	会計監査	2名
11	事務局長	1名

第9条 本会の役員の選任は次のように定める。

- 1 会長は、別に定める細則に従って、理事会で選挙し、総会の承認を受けて決定する。
- 2 副会長は、会長所属の地区学会以外から会長が任命する。副会長は理事を兼務することができる。
- 3 会長の代行を務める副会長については、会長が指名する。会長代行副会長は理事を兼務することはできない。
- 4 理事は、各地区学会会長を含め、各地区学会から2名ずつ選出する。
- 5 名誉会長および特別顧問・顧問は理事会の議を経て決定する。
- 6 紀要編集委員長および副委員長は地区学会の推薦を経て、会長が任命する。
- 7 事務局長は会長が任命する。なお、会長の任命により、事務局には、複数の事務補佐を置くことができる。
- 8 幹事は、原則として各地区学会事務局長が務める。なお、幹事は理事を兼務することができる。
- 9 会計監査は、各地区学会の持ち回りで担当し、会長が任命する。

第10条 本会の役員の任務を次のように定める。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の指示のもとに、学会運営を分掌する。
- 3 会長代行副会長は、会長がその職を果たせない時はこれの代行を務める。
- 4 理事は、理事会に出席し本会の運営に当たる。
- 5 名誉会長および特別顧問・顧問は、理事会や学会の諸活動に対し、指導・助言を行う。
- 6 紀要編集委員長は、別に定める規程により、紀要編集委員会を組織し、論文査読委員長を兼務して紀要の刊行に当たる。
- 7 紀要編集副委員長は、編集委員長を補佐し、委員長の指示のもと、紀要編集を分掌する。
- 8 幹事は事務局に所属し、会長の指示のもと事務局長の統括を受け、学会の運営、業務執行について実務を行う。
- 9 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 10 事務局長は、会長の指示のもとで事務局の運営に当たる。

第11条 本会の任期は次のように定める。

- 1 会長および副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、4年を超えないものとする。事務局長は会長と任期を同じくする。
- 2 名誉会長および特別顧問・顧問の任期は原則として、終身とする。
- 3 研究大会関係の役員は任期を1年とする。
- 4 その他の役員の任期は2年とするが、再任を妨げない。

第5章 会議

- 第12条 総会は本会の最高議決機関であり、会長が招集し毎年1回これを開く。
- 第13条 理事会は会長、副会長3名、および理事16名の計20名で構成され、本会の事業運営の責任を担う。会長が招集する。

第6章 研究大会

- 第14条 研究大会は、地区学会が担当し、毎年1回これを開催する。

第7章 会計

- 第15条 本会の経費は、会費および寄付金、その他の収入による。
- 第16条 本会の会費は、個人会員、団体会員は年額2,000円、賛助会員は1口3万円とし、一口以上とする。
- 第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 会則変更

- 第18条 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意があれば変更することができる。

附則

本会の会則は、平成15年4月1日より施行する。

附則

本会の会則は、平成20年4月1日より施行する。

附則

本会の会則は、平成21年8月8日より施行する。

附則

本会の会則は、平成26年8月9日より施行する。

全国英語教育学会細則

第1章 総則

第1条 全国英語教育学会会則により、総会および理事会に関する細則を定める。

第2章 総会

第2条 総会は年1回、研究大会に合わせて会長が招集する。

第3条 総会の議長は総会で選出する。

第4条 総会には次の議題を提出し、審議・議決を行なう。

- 1 前年度事業報告および収支決算についての事項
- 2 本年度事業計画および収支予算についての事項
- 3 会則の変更についての事項
- 4 会長選挙年度においては次期会長候補者についての事項
- 5 その他理事会が必要と認めた事項

第5条 総会には理事会で必要と認めた事項の報告を行う。

第6条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。

第3章 理事会

第7条 理事会は会長が招集する。

第8条 理事会の議長は会長とする。議事進行は事務局長が行う。

第9条 理事会は会長、副会長3名、および理事16名で構成される。ただし、会長代行でない副会長は理事を兼務することができる。

第10条 理事会は全理事の3分の2以上の出席をもって成立とする。ただし、書面をもって他の出席者に委任した者は出席者とみなす。また、代理出席を認め、その場合も議決権を与える。

第11条 理事会での議決権は構成員全員が有し、議事は出席者の過半数をもって決する。

第12条 理事会には紀要編集委員長、研究大会実行委員長、幹事、事務局長、事務局補佐、その他会長が認めたものがオブザーバーとして参加し、発言することができる。

ただし、議決権は与えられない。

第13条 理事会は議事録を作成し、本会Webサイト上でこれを公開する。

第14条 春の第1回理事会に際して、会長、副会長（理事を兼務するものを除く）、事務局長、および各地区1名分の旅費を支給するものとする。

第4章 細則変更

第15条 この細則の改廃は総会の議を経るものとする。

附則

この細則は平成21年8月8日より施行する。

附則

この細則は平成24年8月4日より施行する。

会長選挙細則

第1条 会長選挙は次のいずれかの場合に行う。

- 1 会長の任期が満了した時
- 2 会長がその職を辞した時

第2条 会長の選任は理事会および総会の承認を受けて決定する。

第3条 会長候補者は会員の中から選挙管理委員会により選出されるものとする。

第4条 選挙管理委員会は当該年度の第1回理事会にて設置の承認を得る。当委員会は会長、副会長、前会長、前会長代行で構成し、会長が委員長を兼ねる。事務手続きは、事務局が行う。

第5条 会長、副会長が候補者となった場合は、委員を辞する。その際の委員長は、残りの委員の互選で選出する。

第6条 会長候補者の選出は以下の手順で行う。

- (1) 第2回理事会開催前に理事会構成員による単記無記名投票を実施し、複数票を得た上位4名を選出し、これを会長候補者とする。その際、得票数を理事会構成員に公開する。
- (2) 候補者に対しては、文書でその意思を確認する。辞退の場合は、順に次の得票数上位者を候補者とする。
- (3) 上記の手続きで選出された4名の候補者について、第2回理事会で理事会構成員による単記無記名投票を行う。最初の投票で過半数の得票者がいない場合は、上位2名による決選投票を行い、得票上位者を次期会長候補とする。
- (4) 選挙管理委員会は、理事会において次期会長候補者の投票結果と氏名を公表し、理事会の承認を得る。
- (5) 選挙管理委員会は、総会において次期会長候補者の投票結果と氏名を公表し、総会の承認を得る。

第7条 この細則の改廃は総会の議を経るものとする。

附則

この細則は平成25年8月10日より施行する。

学会賞細則

(設置)

第1条 本会に、全国英語教育学会賞（以下「学会賞」という）を設ける。

(目的)

第2条 学会賞は、わが国の英語教育における研究・教育の発展に貢献するところが大きいと認められる学問的あるいは教育的業績をあげたものを表彰し、もって、これらの分野における研究・教育を奨励しその発展をはかることを目的とする。

(学会賞の種類)

第3条 学会賞は、研究部門の「学会賞（学術奨励賞）」と教育実践部門の「学会賞（教育奨励賞）」の2種類とする。

(候補者の選定)

第4条 学会賞の受賞候補者の選定は、紀要編集委員会が行う。

(受賞者の決定)

第5条 学会賞の受賞者の決定は、紀要編集委員会からの会長への報告に基づき、理事会が行う。

(学会賞の贈呈)

第6条 学会賞の贈呈は、総会において行い、賞状ならびに賞金を贈呈する。

(学会賞の対象)

第7条 学会賞の対象となる論文は、前年度の紀要 *ARELE* に掲載された論文とする。ただし、過去において受賞の経験がある場合には、5年の経過を経ていなければならない。また、学会賞は毎年2件以内の範囲で授与する。

(規程の改廃)

第8条 この細則の改廃は理事会の議を経るものとする。

附則

この細則は平成15年4月1日から施行する。

附則

この細則は平成20年8月8日から施行する

附則

この細則は平成21年8月8日から施行する

全国英語教育学会紀要編集委員会細則

第1条 紀要編集委員会は、各地区学会から選出された3名、合計24名の委員と紀要編集委員長、紀要編集副委員長、紀要編集事務局長によって構成し、本会紀要（以下、「紀要」）ARELEを年一回発行する。

第2条 紀要編集委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3条 紀要編集委員長は、地区学会の推薦を経て、会長が任命する。

第4条 紀要編集副委員長は、地区学会の推薦を経て、会長が任命する。

第5条 紀要編集委員長及び紀要編集副委員長の任期は、原則として2年とする。

第6条 紀要編集委員長、紀要編集副委員長及び紀要編集委員は、査読委員を兼務する。また、紀要編集委員会は、委員会の議を経て他に必要な臨時査読委員を委嘱することができる。

第7条 紀要編集事務局長は、委員長が指名する。

第8条 紀要編集事務局長は、委員長の指示のもとで、紀要編集の実務を行う。

第9条 紀要編集事務局には、必要に応じて補佐を若干名置くことができる。

第10条 この細則の改廃は、委員会の議を経て、理事会の承認を受けるものとする。

附則

この細則は平成16年8月6日から施行する。

附則

この細則は平成20年8月8日から施行する。

附則

この細則は平成21年8月8日から施行する。

賛助会員細則

第1条 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、本会への加入を希望する企業・法人等とする。

第2条 賛助会員の会員資格は、年度毎の更新とする。

第3条 賛助会員費は一口3万円とし、一口以上を当該年度の6月末日までに納めることとする。

第4条 賛助会員は、下記の特典を受けられるものとする。

- 1 研究大会への参加費は無料となる。
- 2 研究大会での展示料および広告料の割引が受けられる。割引率は研究大会事務局が決定するが、賛助会員費が5口以上の場合は無料となる。
- 3 研究大会において優先的に展示ブースの開設を行うことができる。
- 4 研究大会予稿集を無料で受け取ることができる。
- 5 研究大会で、発表（新教材の開発研究発表やデモなど）を行うことができる。
- 6 全国英語教育学会ウェブサイトに賛助会員企業・団体一覧をリンク先と共に掲載することができる。
- 7 全国英語教育学会の会員に、依頼に応じて年1度、メールを通して賛助会員企業・団体の情報を伝えることができる。
- 8 全国英語教育学会主催および共催のセミナーやシンポジウムを協賛し、連携することができる。

第5条 賛助会員の募集、学会費徴収等に係る事務は全国英語教育学会本部事務局が行う。

第6条 この細則の改廃は理事会の議を経るものとする。

附則

この細則の施行は平成21年8月8日からとする。

附則

この細則の施行は平成26年8月9日より施行する。

団体会員細則

第1条 団体会員は、小中高の学校等の教員を対象とし、学校単位で加入する。

第2条 団体会員の会員資格は、年度毎の更新とする。

第3条 団体会員費は2千円とし、当該年度の前年度2月末日までに納めることとする。

第4条 団体会員は、研究大会参加および発表、紀要への投稿において、一般会員1名分の権利を有する。

第5条 団体会員の募集、学会費徴収等に係る事務は、各地区学会事務局が行う。

第6条 この細則の改廃は理事会の議決を経るものとする。

附則

この細則は平成21年8月8日から施行する。

(参考)

平成 12 年度第 1 回理事会記録 議題 4 統一体の検討について（団体会員について検討すべき）

平成 12 年度第 2 回理事会記録 議題 4 統一体の検討について（団体会員の会費）

平成 12 年度 第 1 回統一体発足準備委員会議事要旨 議題 1 会員の種類と会費について（団体会員を設けるが、あくまで二義的。規定は別に定める）

平成 12 年度 第 2 回統一体発足準備委員会（書面審議） 1 「賛助会員について」 2 「団体会員について」

平成 13 年度 第 3 回統一体発足準備委員会 議題 2 会員の募集について（賛助会員発表の特典）

平成 13 年度第 1 回理事会記録 議題 3 会員の種類と会費について（賛助会員の特典、団体会員未設置地区は設置検討）

平成 20 年度 第 1 回理事会 議題 10 理事会申し合わせ事項（賛助会員の特典）

旅費支給細則

(目的)

第1条 この規程は、全国英語教育学会細則第3章第14条に基づき、旅費支給の基準を定め、業務及び円滑な運営に資するとともに、旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃及び宿泊料とする。

2 鉄道賃は鉄道旅行について、船賃は水路旅行について、また航空賃は航空旅行についてそれぞれ路程に応じ旅客運賃等によって支給する。

(旅費の計算)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。
た

だし、業務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又
は
方法によって旅行し難い場合には、その限りではない。

(近距離地域の旅費)

第4条 理事会開催地市内及び30キロメートル以内の旅行については、旅費は支給しない。

(旅費の請求手続)

第5条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支
給を受けた者でその精算をしようとする者は、請求書（書式任意）を事務局長に提出しな
ければならない。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は理事会の議を経るものとする。

附則

この細則は平成21年8月8日から施行する。

紀要掲載論文著作権細則

- 第1条 本会紀要（以下、*ARELE*）に掲載された論文等を無断で複製、あるいは転載することを禁じる。著作権は全国英語教育学会に属し、複製あるいは転載する場合は文書による承認を受けることとする。
- 第2条 *ARELE*への投稿者は、投稿論文が採用・掲載された場合、以下の事項を了承したものとみなす。
- (1) 全国英語教育学会は投稿論文等を印刷物または電子媒体により再出版または再配布する権利および、論文の題目・概要を全国英語教育学会ホームページに掲載する権利を保有する。
 - (2) 21号以前の*ARELE*に掲載された論文に関しては、「電子化公開許諾書」の提出により、著者が以上のことを行ったとみなす。
- 第3条 *ARELE*掲載論文著者所属の機関レポジトリを通じて公開が求められた場合、著者本人と全国英語教育学会事務局の事前の了解があれば、これを認めることとする。
- 第4条 全国英語教育学会事務局の了解は、著者本人あるいは機関レポジトリ担当者が、事前に文書・電子メールで得ることとする。
- 第5条 機関レポジトリを通じて公開する原稿は、*ARELE*本体またはその別刷をスキャンした電子ファイル、あるいは著者本人が保有する最終稿（査読を経て掲載が許可された原稿）の電子ファイルとする。
- 第6条 公開の際には、「本論文の著作権は全国英語教育学会に属する」ということを明記する。
- 第7条 *ARELE*掲載論文を著者個人のWebサイトから公開することは、原則的には認めない。
- 第8条 この細則の改廃は理事会の議を経るものとする。

附則

この細則は平成21年8月8日から施行する。

附則

この細則は平成22年8月7日から施行する。